

A.J.シモンズの哲学的アナーキズムと抵抗の権利

JD161004 山本啓介

「自らの国であるからという理由から、人は自らの国の命令に服従しなくてはならないのか？」という問いは、しばしば英米圏で政治的責務の問題 *problem of political obligation* とよばれる (Gilbert [2006:12])<sup>1</sup>。政治的責務の問題の歴史をたどると、紀元前を生きたソクラテスにまでさかのぼる。紀元前 399 年ソクラテスは、ポリスの神々に不敬をはたらいたこと、若者を墮落させたことを理由に訴追され、不正な死刑判決を下された。いわゆる、ソクラテス裁判である。この判決を不服 (不正) に思ったソクラテスの友人クリトンは、ソクラテスに国外逃亡を勧める。しかし、ソクラテスは、クリトンに国家の法に服従する理由を説き、不正な死刑判決を受け入れる。そして、ソクラテスは毒杯を仰ぎ威厳のある死を迎える。プラトンが『クリトン』において、国家の不正な死刑判決に服従すべき理由を説くソクラテスを描いて以来、「なぜ自らの国家を支持し、服従しなくてはならないのか」という政治的責務の問題は、法 (政治) 哲学上の重要な問題として議論されてきたのである。

この政治的責務の問題は、公民権運動やベトナム反戦運動を社会背景に 1960 年代、再燃することになる。その頃の議論の特徴は、法に服従する一般的な義務があるという考えの正当化にある (瀧川 [2017:192])。例えば、J.ラズは次のようにその議論の特徴を指摘する。

その [個人が自らの社会に負う義務についての] 問題に精を出している多くの政治理論家や道徳理論家に、[個人が自らの社会に負う義務についての] さまざまな根拠を立証されてきたように思われる。それ [らの根拠] は「全国民が正義にかなった国家の法に従う一応の *prima facie* 道徳的義務を負う」と要約される。その中心にある直観は「正義にかなった国家の法への服従義務の否定は、正義にかなった国家の否定である」という信念である (Raz [1994:341] [ ] は引用者による補足)。

しかし、1970 年代、ラズが指摘する「法に服従する一般的な義務がある」という共有された信念に疑問を投げかけ、政治的責務を否定する論者が登場した。彼らの政治的責務否定論は哲学的アナーキズム *philosophical anarchism* とよばれ、主に R.ウォルフ (Wolff

---

<sup>1</sup> 論者の中には、国家が法の遵守を命じているとの理由から、政治的責務の問題を法服従義務の問題ととらえる論者がいる。その一方で、法服従義務を政治的責務の重要な要素であることを認めつつも、政治的責務はより広範な概念と考える論者もいる (例えば、Knowles)。このように政治的責務の問題は、「政治的責務」の定義のコンセンサスがないまま論じられている。そのため、「政治的責務の問題が、正確にどのような問題であるかは、従来明確にされてきていない」(瀧川 [2017:4])。

[1970]) や A.J.シモンズ (Simmons [1979], [1993]) らによって展開された<sup>2</sup>。

とりわけシモンズの理論は、ラズが指摘する「法に服従する一般的な義務がある」という共有された信念を打ち砕くものである。というのも、シモンズの哲学的アナキズム論は、共有された信念のもとさまざまな論者が提示した政治的義務の道徳的根拠を分析し、従来の政治的義務の正当化論が成功しないことを指摘するものだからである<sup>3</sup>。

このようにシモンズは従来の政治的義務論が成功しないことを指摘し、政治的義務否定論を展開する。しかし、シモンズは、政治的義務が存在しないからといって、際限なき不服従を国民に認めるわけではない。そのため、彼の哲学的アナキズム論は、「政治的義務を矮小化することで、その政治的義務が成立しようがしまいが大差ないという枠組みを作り上げ、……政治的義務がなぜ必要なのかを見失わせる」としばしば辛辣に批判される(横濱 [2016:145])。

しかし筆者は、この批判はシモンズの哲学的アナキズム論(政治的義務否定論)の全体像をつかみ損ねているがゆえに生じるものであると考える。そこで、本論文は、従来の政治的義務論に一石を投じたシモンズの哲学的アナキズム論の全体像を提示することを目的とする。この目的を達成するために、まず、従来の政治的義務の正当化論に対するシモンズの批判的検討を考察する。

もっとも、従来の政治的義務の正当化論に対するシモンズの批判的検討を考察しただけで、彼の哲学的アナキズム論の全体像を十分に提示できるわけではない。例えば、J.ローレルズのように、政治的義務と対立する概念とされる市民的不服従 *civil disobedience* を検討する論者がいるからである。彼らは政治的義務がその道徳的拘束力を失い、法侵犯行為である市民的不服従が正当化される条件を検討する。そして、シモンズも市民的不服従論を展開する論者の議論を自らの哲学的アナキズムの立場から分析する。そのため、シモンズがどのように市民的不服従を彼自身の哲学的アナキズム論に位置付けているのかについて明らかにすることで、初めて彼の哲学的アナキズム論を十分に理解したといえよう。

本論文は、シモンズの哲学的アナキズム論を明らかにするにあたり、次のように議論を進める。まず、第I部、第II部で、従来の政治的義務論に対する批判的検討を考察する。第I部では、「法に服従する一般的な義務がある」という共有信念に対し、一石を投じた最初の著作である『道徳原理と政治的義務』(*Moral Principles and Political Obligation*)における政治的義務否定論を検討する。第II部では、『道徳原理と政治的義務』で展開した政治

---

<sup>2</sup> 瀧川によると、ウォルフ、シモンズのほかに政治的義務否定論を展開する論者として、M.B.E.スミス、ラズ、ウーズリー、R.サルトリウスがいる。

<sup>3</sup> シモンズは、ウェルマンとの共著『法服従義務は存在するのか?』(2005年 *Is There a Duty to Obey the Law?*)において、1960年代のみならず2000年代にまで続く政治的義務論に対し次の評価を下している。「伝統的な法服従義務に関する議論の目的は、法服従義務が存在するかどうかという問題の探究ではなかった。むしろ、それらの目的は、法服従義務が存在するという支配的な考えの正当化にあった」(Simmons [2005:100])。

的責務否定論を先鋭化し、素朴な政治的責務否定論ではない独自の哲学的アナーキズム論を提示したと思われる『アナーキーの縁』と、それ以降の理論について検討する。『アナーキーの縁』で提示した哲学的アナーキズム論を基本として、それ以降の著作・論文が議論されているからである。

そして、第Ⅲ部では、シモンズの抵抗の理論を検討する。シモンズは、『アナーキーの縁』で抵抗の権利について、他の論文で市民的不服従について検討している。そこでシモンズが展開する議論を整理し、彼の哲学的アナーキズムにおける抵抗の理論の位置づけを明らかにする。最後に、シモンズの理論を手短に整理し、彼の理論がかかえる問題点について若干の考察を加える。

第Ⅰ部では、『道徳原理と政治的政務』におけるシモンズの政治的責務否定論を検討した。『道徳原理と政治的責務』において、シモンズは従来の政治的責務論を批判的に検討し、政治的責務否定論を採るに至った。『道徳原理と政治的責務』における彼の政治的責務否定論の要点は、①政治的責務をシティズンシップと密接にかかわるものと定義づけて所与の義務ではなく自らの同意によって生じる責務と位置づけた点と、②政治的責務を正当化するためにみたすべき要件を提示した点にある。

シモンズは、政治的責務を正当化するためには、従来から主張されてきた一般性の要件と個別性の要件の二つの要件をみたさねばならないという。一般性の要件は、その国家のほとんどの国民が政治的責務を負うことを要求する。個別性の要件は、どの国家でもなく自らの国家にだけ政治的責務を負うことを要請する。この個別性の要件は、政治的責務がシティズンシップと密接にかかわる「よき国民 good citizen」としての責務（義務）であることに由来する。シモンズは従来の政治的責務論（同意論、フェアプレイ論、感謝論、ロールズの正義の自然義務論）がこれらの二つの要件をみたすか否かについて検討し、それぞれの理論の正否を判定した。

シモンズは従来の政治的責務のどの理論も、一般性の要件と個別性の要件を同時にみたせず、政治的責務の正当化に失敗すると判定する。一方で、同意論、フェアプレイ論は一般性の要件をみたすことができず、政治的責務を正当化できない。他方で、一般性の要件をみたす試みであるロールズの正義の自然義務による政治的責務論は、個別性の要件をみたせず失敗に終わった。このように、（シモンズ自身が有力であると考える同意論を含め）従来の理論がすべて失敗しているため、シモンズは政治的責務否定論（哲学的アナーキズム）を主張するに至るのである。

第Ⅱ部では、『アナーキーの縁』以降のシモンズの哲学的アナーキズム論を明らかにした。『アナーキーの縁』において、シモンズはJ.ロックの理論を援用しながら『道徳原理と政治的責務』の末尾で展開した「政治的責務と統治権が相関する」というアイデアを先鋭化し、独自のロック主義的哲学的アナーキズムを主張する。

このロック主義アナーキズムは、「政治的責務は所与の義務ではなく同意によって引き受ける責務である」という『道徳原理と政治的責務』で展開された基本的な主張は継承する。

しかし、『道徳原理と政治的責務』で展開されたような、従来の政治的責務論の失敗を指摘することで導出される、素朴な政治的責務否定論とは性質を異にする。『アナーキーの縁』では、政治的責務は統治権 right to rule（服従を要求する権利 right to be obeyed）と相関するとされ、各個人が同意を示し統治権に統治権を認めることで、はじめて負う責務とされた。政治的責務と統治権とを相関関係にある権利・責務とすることで、各個人に統治権に同意を示し政治的責務を負うかを選択する権利が保障される。このように各個人に政治的責務を負うかを選択する権利を保障する点で、シモンズの哲学的アナーキズムは権利基底的 rights-based である。

さらに、この権利基底的な哲学的アナーキズム論を基礎づけるため、シモンズは統治権力(国家)に同意を示していないがゆえに政治的責務を負っていない自然状態 state of nature と、統治権力に同意を明示的に示し政治的責務を負う市民状態 state of civil を区別する。シモンズが想定する自然状態は、ホブズが想定するような戦争状態ではない。彼が想定する自然状態は、だれもが自然義務や他人の権利が要求する義務に服し生活する状態である。そのため、統治権力（国家）に同意を示さずに自然状態にとどまる者は、自然義務や他人の自然権が要求する義務とオーバーラップする法や他人の自然権を法益とする法に服従しなくてはならない。このようにシモンズは、統治権力を正当化するための装置としてではなく、人間の自然本性的な地位として自然状態を導入することで、政治的責務を負わない人が法に服従すべき理由を提供するのである。

以上の議論をまとめると、『アナーキーの縁』におけるシモンズの哲学的アナーキズム論の要点は、次の二点にまとめられる。第一に、統治権と政治的責務を相関する権利・義務と捉え、統治権力（国家）に同意を示し統治権を認めることで政治的責務を負うかを選択する権利を各個人に保障した。第二に、政治的責務を負わない国民が法に服従する理由をもつ自然状態と、統治権力（国家）に同意することで政治的責務を負う市民状態を区別することで、政治的責務を負わない国民に法に服従する理由を提供した。哲学的アナーキズムのこれらの二つの特徴は、『道徳原理と政治的責務』以降に展開された義務基底的な政治的責務論をシモンズが退ける際、重要な役割を果たすことになる。

シモンズは『アナーキーの縁』で、同意にもとづくロック主義的アナーキズムを主張した。シモンズが『アナーキーの縁』以降に展開する政治的責務に関する議論は、もっぱら、自然義務に訴えながらも、個別性の要件をみたそうと試みる政治的責務論の論駁である。『道徳原理と政治的責務』において、シモンズがロールズの正義の自然義務による政治的責務論を退けて以降、個別性の要件をみたそうと試みる義務基底的な政治的責務論が展開された。新たに展開された義務基底的な政治的責務論の議論は共通して次のような理論を採用する。それは、①人類にとって統治権力は不可欠であるという前提と、②生まれつき自然義務を負っているという前提から、自然状態を脱し市民状態に入る義務と法遵守義が導出され政治的責務が正当化されるというものである。

この理論に対するシモンズの主な批判は、次の二点である。第一の批判は、前提から自

然状態を脱し市民状態に移行する義務が導出される理由の不明確さである。『アナーキーの縁』において、シモンズは政治的責務を負わなくとも法に服従する理由を提示した。政治的責務を負わなくとも法服従の理由があり社会が戦争状態にならない以上、自然状態で保障される権利よりも自然状態から市民状態への移行義務が優先される理由はない。そのため、新たに展開された理論に対し、シモンズは保障される権利よりも移行義務が優先されるべき理由の提示を求めるのである。第二の批判は、「政治的責務が存在する」という前提から政治的責務の正当化を試みているため、理論が転倒しているというものである。すなわち、彼らが提示する自然義務は政治的責務を導出するものではなく、「政治的責務を正当化するために後付けされた義務である」とシモンズは批判するのである。

この批判からわかるように、シモンズは政治的責務を負わなくとも法に服従する理由を説明する自然状態を導入することで、移行義務を主張する義務基底的な政治的責務論を退ける。このように『アナーキズムの縁』以降、シモンズは政治的責務を負わなくとも法に服従する理由が存在することを示し、義務基底的な政治的責務論が当然視して検討を加えない移行義務そのものの論駁を通じて、『道徳原理と政治的責務』で展開した素朴な政治的責務論を独自の哲学的アナーキズム論へと先鋭化したのである。

第Ⅲ部では、政治的責務を負わなくとも法服従の理由を強調するシモンズの抵抗の理論の位置づけを検討した。シモンズが提示する抵抗の理論は、抵抗権と市民的不服従である。シモンズは抵抗権を各個人に保障される「自己防衛権 rights of self-defense」とみなす。シモンズが、多くの社会契約論者が認める国民全体（あるいは、国民の多数派）で行使する革命権だけでなく、自己防衛権を各個人に認める理由は、国家が少数派の権利を侵害する場合、国家に権利を侵害された少数派は、その権利侵害を甘受し続けなければならない可能性があるからである。しかし、シモンズが自己防衛権の行使を認めるのは、自然義務や他人の自然権が要求する義務を考慮し「同胞市民の権利を侵害しない」かぎりにおいてだけである。つまり、シモンズは抵抗権（自己防衛権）を統治権力による権利侵害に対する切り札のごとく位置付けるものの、その権利の行使には厳格な制限を課し、実際にはその行使はほとんど認めていないといえよう。

また、シモンズは哲学的アナーキズムに即した市民的不服従論を展開する。シモンズの理論は、ロールズが展開した厳格な市民的不服従論に比べると、市民的不服従を正当化するためにみたすべき要件がほとんどない緩やかなものである。なぜなら、政治的責務を否定するシモンズは、ロールズのように、彼が市民的不服従を正当化するために政治的責務（法服従義務）覆すに足る要件が必要だと考えないからである。しかし、抵抗権と同じように、シモンズは市民的不服従の権利を行使する際、自然義務や他者の権利が要求する義務に配慮すべきという留保をつける。そのため、シモンズの市民的不服従論は、定義上緩やかにみえたとしても、その権利の行使はロールズの理論と同程度か、それ以上に制約されることになる。つまり、シモンズは市民的不服従の権利も抵抗権と同じように、その行使をほとんど認めない。

以上が、本論文が明らかにしたシモンズの哲学的アナーキズム論の全体像である。シモンズの権利基底的な哲学的アナーキズムは、政治的責務を正当化する根拠を権利に求めることで、政治的責務の存否そのものを問う。そのため、従来の政治的責務論に対する批判の正否はともかく、シモンズの哲学的アナーキズム論は、「政治的責務（法服従義務）が存在する」という従来の政治的責務論の共通信念を打ち砕くことにおおむね成功しているように思われる。しかし、その理論にも二つの問題がある。

第一に、シモンズの哲学的アナーキズムは、政治的責務を負うか否かを決定する権利を認めるにもかかわらず、抵抗の権利の行使をほとんど認めないという矛盾を抱える。そのため、シモンズの哲学的アナーキズム論は、権利基底的と言えるかどうか疑わしいものとなる。

実際に、正統性であろうとなかろうと国家の下で生活しているかぎり、国家が国民の権利を侵害する可能性は否定できない。そのような現状において、国家の権利侵害に対して抵抗、あるいは不服従する権利が制限され、自らの権利の主張ができないのであれば、その理論は権利基底的な理論とはいえないだろう。

つまり、シモンズの哲学的アナーキズム論は、政治的責務を負うか否かについては選択する権利が認められているが、抵抗の権利はほとんど認めていないという点で内在的に矛盾する。たしかに、シモンズは政治的責務の存否を問題にしているのであり、抵抗権や市民的不服従の権利の存否を問題にしているわけではないかもしれない。しかし、権利を不正に侵害する法、いわゆる悪法に直面したとき、問題となるのはその法に対する政治的責務だけではない。その法を是正するための市民的不服従の権利、さらには悪法を課す国家に対する抵抗権を認めるか否かも問題になるように思われる。そうであるなら、一方で政治的責務を負うか否かの権利を絶対的に認め、他方で抵抗権や市民的不服従の権利の行使を認めない理論は、やはり理論的な一貫性に欠けるだろう。それゆえ、シモンズが称する権利基底的な哲学的アナーキズム論は、抵抗の権利については、その権利の行使を認めないため、必ずしも権利基底的ではない。

さらに、シモンズの哲学的アナーキズム論は、抵抗の権利の行使を認めないことで、理論に矛盾を抱えるだけでなく、統治権力（国家）の不正について議論する機会すら国民から取り除き、その不正を常態化させるように思われる。たしかに、シモンズはどの政治権力に政治的責務を負うかを決定する権利、すなわち政治的責務を負う統治権力を選択する権利を認める。そのため、自らが理想とする不正なき統治権力（国家）に同意し、その統治権力（国家）に政治的責務を負うことができる。しかし、シモンズはその権利の行使が不可能でなくとも困難であることも認めている。

居住を暗黙の同意とみなせるかについての議論するとき、シモンズは「居住を暗黙の同意とみなすことができない」と主張する。退去する者は、家族・友人・不動産といった国土と強く結びつく重要な財産を手放さなくてはならず、不合理な負担や犠牲を負わなくてはならないからである。このシモンズの推論にしたがえば、ほとんどの者は不合理な負担

や犠牲を強いられずに、政治的責務を負う統治権力を選択する権利を行使できない。そうだとすれば、国家に何らかの理由で同意した者以外の国民も、政治的責務を負う統治権力を選択する権利を行使していないにもかかわらず、国家に服従する理由をもつことになる。

政治的責務を負う統治権力を選択する権利を行使せず（できず）、正統性なき国家に（仕方なく）服従する国民が国家に権利を侵害され、司法もその権利侵害を認めないと想定しよう。この場合、国家に権利を侵害された国民は、自らの権利を主張する、あるいはそれらの不正を明るみにして同胞国民とその不正を是正するために（自己防衛権として認められる）抵抗権や市民的不服従の権利を行使するほかない。しかし、シモンズの哲学的アナーキズムは、抵抗権や市民的不服従の権利の行使をかなり制限する。そのため、権利を侵害された国民は、抵抗の権利を行使することでその権利侵害や法・政策の不正を明るみにして、ほかの国民にそれら不正を問うことがほとんどできない。したがって、抵抗権や市民的不服従の権利の行使を認めないシモンズの哲学的アナーキズム論は、国民に対し、統治権力の不正を掩蔽する装置として機能しかねないという問題を抱えるのである。

シモンズの哲学的アナーキズム論には、「政治的責務（法服従義務）が存在する」という従来の政治的責務論の共通信念を打ち砕くという強みがある。その一方で、政治的責務を負うか否かを選択する権利だけを強調し、抵抗権や市民的不服従の権利の行使をほとんど認めない。そのため、シモンズの哲学的アナーキズム論は、理論的な矛盾を抱え、国家の不正を掩蔽し常態化させる理論となる可能性がある。これら、二つの理論的問題を解決したとき、シモンズの哲学的アナーキズム論は、政治理論として完全なものとなるだろう。

[引用文献]

Raz, J. (1994). *Ethics in the Public Domain: Essay in the Morality of law and Politics*. Oxford: Oxford University Press.

Simmons, J. (2005). "The Duty to Obey and Our Natural Moral Duties", in: *Is There Duty to Obey the Law?*, ed by Wellman, C and Simmons, J. Cambridge: Cambridge.

瀧川裕英 (2017) 『国家の哲学——政治的責務から地球共和国へ——』 東京大学出版会

横濱竜也 (2016) 『遵法責務論』 弘文堂